

「実習用通学定期券」の申請について

指定学校の学生または生徒が学習単位習得の必要により、在籍学校の所在地と異なる場所への通学を希望する場合は（次の一つに該当すること）、指定学校より申請書を郵送していただき、承認を受けた場合に限り発売します。

- (1)教育実習等のため、在籍する指定学校の代表者が指定した他の学校に通う場合
- (2)医療実習等のため、在籍する指定学校の代表者が指定した医療機関に通う場合
- (3)在籍する学校の運動場・工場・農場・実験場および実習場に通う場合
- (4)登校拒否の学生、生徒、児童が学校外の公的機関および民間施設に通う場合

【申請について】

実習用通学定期券発売申請書の様式は定めておりません。次の必要事項を記載した学校所定の申請書を郵送してください。

- | | |
|------------------|-----------------------|
| (1)申請元学校名 | (2)代表者名(代表者印または学校印押印) |
| (3)実習理由・科目・実習先 | (4)乗車区間及び期間 |
| (5)実習生名・部科・学年・住所 | |

<送付先>

〒565-0826 大阪府吹田市千里万博公園1番8号
大阪モノレール株式会社 運輸部 業務課 実習用通学定期券 担当

【その他】

- ・実習用通学定期券の発売はIC定期券(ICOCA定期券)に限ります。定期券購入の際に、定期運賃とは別にデビット(500円)が必要となります。
- ・申請期間は最大6か月となります。6か月以上に及ぶ際は再度申請が必要です。
- ・申請時には、当社から承認書等を返送する際の返信用封筒(切手貼付)を同封願います。
- ・当社が承認する乗車区間は当社線のみです。乗車区間が他社局の鉄道、バスにまたがる場合は、各社局への申請が必要です。

実習用通学定期券 申請・発売フロー

